児童手当の現況届 今月末までに！

児童手当を受けている方は、今月の末日までに、児童手当現況届を役場福祉係へ提出してください。

この現況届は、受給者の前年所得と、六月一日現在の養育の状況などを確認するためのもので、毎年一回、すべての受給者自身が出す届です。

もし、この届を出さないと、引き続いて受給資格があっても、六月分以後の児童手当の支払いを受けられなくなりますので、必ず提出してください。

なお、六月以後は受給資格がなくなると思われる場合でも、現況届は提出してください。

また、はじめて児童手当を受けようとする方は、すぐに認定請求の手続きをしてください。児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月分からとなっていますので、すぐに請求をしないと、受けられる月分の児童手当が受けられなくなることもあります。

認定請求などの用紙は、福祉係に用意してあります。

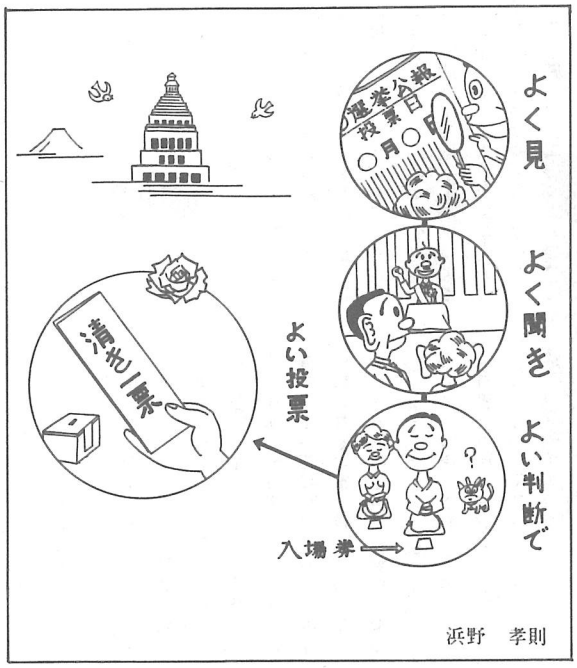

浜野　孝則

〈受給資格〉

児童手当は、日本国内に住所がある日本国民が、次の要件にあてはまっている時に支給されます。

☆　十八歳未満の児童を三人以上養育していて、そのうちの一人以上が、義務教育終了前の児童であること。なお、児童については、自分のこどもである必要はありません。その子を養育していれば受給要件を満たすことになります。

☆　その人の前年の収入が、一定の額に満たないこと。

年に一度は検診を 検査費用は九、〇〇〇円

町では、国民健康保険の加入者を対象として、短期入院による総合精密検査（短期人間ドック）を行っています。

このたび、利用者の負担を軽くして、多くの方に検査を受けてもらおうと、費用を一万八千円から九千円に引き下げました。

国保加入者のみなさん！健康な毎日をおくるためにも〝年に一度〟は総合的な検診を受けてみてはいかがでしょう。

○検査対象者

町の国民健康保険の加入者で、三十五歳以上五十五歳未満の方

○医療機関

組合立東陽病院

○費用

九千円（実際は六万円かかりますが、五万一千円を国保で負担）

○期間

二泊三日（特別な場合は通院も可能）

○申し込み・問い合わせ先

役場国保係（二―一一一内線43）

訂正とおわび

五月号の広報紙四ページに誤りがありましたので、次のとおり訂正し、おわびします。

五段目、寄付の記事中

正　新・島出身の伊藤兄弟は

誤　北清水出身の伊藤兄弟は

正　四月二日に、横・芝・小学校

誤　四月二日に、上堺小学校

行政相談委員に 小沢春光氏

町の行政相談委員として小沢春光氏（栗山三三二三の一一㊟二一〇七六二）が、行政管理庁長官から委嘱されました。

行政相談委員は、住民のみなさんからの、行政についてのご相談、苦情などを気軽な相談相手となって、お話を伺い、これを関係の役所などに連絡して解決の促進をはかるほか、行政の改善や民主化を推進する仕事をします。

行政相談委員への相談は、口頭、電話、手紙など、いづれの方法でもかまいません。

また、町では次のように定例行政相談所を開いていますので、お気軽にご利用ください。

日　時

毎月第四月曜日

午後一時から四時

場　所

町中央公民館
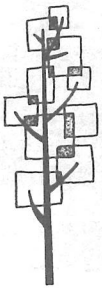
◎行政相談についてのお問い合わせは、役場総務課（二―一一一一）までどうぞ。